新(案)					旧				
		（削除）				総合周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター １か所につき、次により算出された額 MFICU 12床以上の運営の場合 69,499,000円 ※MFICUが12床未満の場合は、１床あたり5,791,000円を減額する。 ※事業期間が１年に満たない場合は、69,499,000円×事業月数／12 とする。	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	３分の１
	健やかな妊娠・出産等サポート事業	次により算出された額の合計額 １ 小児科・産科医療体制整備事業 4,300,000円以内 ２ 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 9,500,000円以内	健やかな妊娠・出産等サポート事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定　額		健やかな妊娠・出産等サポート事業	次により算出された額の合計額 １ 小児科・産科医療体制整備事業 5,000,000円以内 ２ 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 10,000,000円以内	健やかな妊娠・出産等サポート事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定　額
	妊産婦ケアセンター運営事業	１施設あたり、次により算出された額 利用者の宿泊定員10人以上 42,000千円 ※定員が10人未満の場合は、定員１人当たり4,000千円を減額する。 ※最低定員は５人とする。 ※事業期間が１年に満たない場合は、 42,000千円×事業月数／１２とする。	妊産婦ケアセンター事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	２分の１					